

営業所技術者等の専任義務緩和について

令和6年12月13日施行の建設業法（昭和24年法律第100号）及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）改正に伴い、監理技術者等の専任義務の緩和を次のとおり行います。

1 営業所技術者等の専任義務緩和について

営業所技術者等は、以下の全ての要件に適合する場合、営業所技術者と1件の専任を要する工事現場を兼任することができます。

営業所技術者等の兼務を認めない工事

- ・ 発注者が兼務を認めないと指定した工事

2 営業所技術者等の専任義務緩和の要件（全て満たすこと）

「主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事の場合」

- (1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (2) 兼ねる工事現場の数が1であること。
- (3) 専任特例1号による専任義務緩和要件ア～キを満たしていること。

なお、同イについて、「建設工事の工事現場間」とあるのは、「営業所と工事現場間」、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「当該工事現場と営業所」と読み替える。

- (4) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 営業所技術者等の専任義務緩和の要件（全て満たすこと）

「主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事の場合」（営業所と工事現場が近接している場合）

- (1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (2) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
- (3) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

4 営業所技術者等の専任義務緩和の要件（全て満たすこと）

「主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事の場合」（営業所と工事現場が近接していない場合）

「主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事の場合」の兼任要件をすべて満たす場合は可能である。ただし、2から4の併用はできない

5 入札時の手続きについて

落札候補者となった場合には、資格要件の事後審査期間中に、「営業所技術者等兼務届」（様式3）を契約検査課契約係へ提出してください。

また、情報通信機器等確認のための契約書等の写しを契約検査課契約係へ提出してください。

建設業許可申請書類のうち「営業所技術者等一覧表」など、工事現場に配置する営業所技術者が所属している営業所がわかる資料を、資格審査にかかる提出資料とあわせてご提出してください。

6 その他

- ・ 現場配置技術者の専任特例との併用はできません。
- ・ 国土交通省 Web サイト
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00038.html) にも概要が記載されておりますのでご確認ください。